

千葉県報

定例
令和8年4月3日

第14131号

千葉県報

令和8年4月3日(金曜日)

主要目次

救急病院の認定	一
救急病院の申出の撤回	一
土壌汚染対策法に基づく要措置区域の指定	一
漁業災害補償法に基づく特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意の認定	二
患畜の発生	二
人事委員会告示	二
令和六年度採用候補者名簿の失効	二
公安委員会告示	二
道路交通法に基づく特定講習の廃止の許可	二
道路交通法第八十条の三十二の二第一項の規定による運転免許取得者等教育の認定	二
道路交通法第八十条の三十二の三第一項の規定による運転免許取得者等検査の認定	三
公告	三
第五十一期千葉県労働委員会委員(使用者委員・労働者委員)候補者の推薦	三
土地改良区役員の退任及び就任	五
里山活動協定の変更の認定	五
特定調達公告	五
入札公告(三件)	五

告示

示

千葉県告示第二百二十号
救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条に規定する医療機関として救急業務に協力する旨の申出があった次の病院を救急病院と認定した。
令和八年四月三日

名 称 所在地 千葉県知事 熊谷 俊人
認定の有効期限

独立行政法人地域医療機能推進機構 船橋中央病院	船橋市海神六丁目一三番一〇号	令和十一年三月三十一日
医療法人弘仁会 板倉病院	船橋市本町二丁目一〇番一号	〃
国際医療福祉大学市川総合病院	市川市菅野五丁目一番一三三号	〃
国際医療福祉大学成田病院	成田市畑ケ田八五二番地	〃
銚子市立病院	銚子市前宿町五九七番地	〃
東千葉メディカルセンター	東金市丘山台三丁目六番地二	〃
公立長生病院	茂原市本納二、七七七番地	〃

千葉県告示第二百二十一号

次の病院の開設者から、救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条に規定する救急業務に協力する旨の申出の撤回があった。
令和八年四月三日

名 称	所在地	千葉県知事 熊谷 俊人
東京歯科大学市川総合病院	市川市菅野五丁目一番一三三号	

千葉県告示第二百二十二号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域を次のとおり指定する。
令和八年四月三日

- 千葉県知事 熊谷 俊人
- 指定する区域 習志野市鷺沼一丁目三六五番一の一部(別図のとおり)
 - 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物
 - 当該区域において講ずべき指示措置 地下水の水質の測定
- (「別図」は、省略し、千葉県環境生活部水質保全課に備え置いて縦覧に供する。)

千葉県告示第二百二十三号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五十八号)第八十条第四項において準用する同法第五十五条の二第三項の規定により届出のあった次の区域及び漁業の区分についての特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、同法第八十条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

なお、同項の規定による共済契約の締結の申込み又は規約の設定の義務は、令和八年四月十日から発生する。

令和八年四月三日

千葉県知事 熊谷 俊人

その一

区域 東安房漁業協同組合の地区

漁業の区分 小型定置漁業

一般大型定置漁業

その二

区域 海匝漁業協同組合の地区

漁業の区分 主としてさし網を使用して営む小型合併漁業

千葉県告示第二百二十四号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第十三条第一項の規定により、次のとおり患者の発生の届出があった。

令和八年四月三日

千葉県知事 熊谷 俊人

病名	患者又は疑似患者の区分	家畜の種類	頭数	発生場所	発生年月日	その他参考となるべき事項
伝達性海綿状脳症	患者	めん羊	一	富津市田倉	令和八年一月三十日	非定型

人事委員会告示

千葉県人事委員会告示第一号

職員の任用に関する規則(昭和三十三年千葉県人事委員会規則第四号)第二十九条第一号の規定により、次に掲げる採用試験の結果に基づいて作成された全ての採用候補者名簿を令和八年三月三十一日をもって失効させた。

令和八年四月三日

千葉県人事委員会委員長職務代理者

千葉県人事委員会委員 小倉 純夫

- 令和六年度千葉県職員採用上級試験
- 令和六年度千葉県職員採用中級試験
- 令和六年度千葉県職員採用初級試験
- 令和六年度千葉県資格免許職員採用試験
- 令和六年度千葉県市町村立学校事務職員採用中級試験
- 令和六年度千葉県市町村立学校事務職員採用初級試験
- 令和六年度千葉県警察官採用試験(県内第一回)
- 令和六年度千葉県警察官採用試験(県内第二回)
- 令和六年度千葉県警察官採用試験(県外共同募集)

公安委員会告示

千葉県公安委員会告示第12号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条の10の規定により、指定講習機関が行う特定講習について次のとおり廃止を許可した。

令和8年4月3日

千葉県公安委員会委員長 寺嶋 哲生

特定講習の種類別	指定講習機関の名称	廃止年月日
準中型免許及び普通免許に係る初心運転者講習	銚子大洋自動車教習所	令和5年6月30日
原付免許に係る初心運転者講習	袖ヶ浦自動車教習所	令和7年4月1日

千葉県公安委員会告示第13号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条の32の2第1項の規定により、次のとおり運転免許取得者等教育を認定した。

令和8年4月3日

千葉県公安委員会委員長 寺嶋 哲生

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	運転免許取得者等教育に使用する施設の名称及び所在地	運転免許取得者等教育の課程の区分	運転免許取得者等教育の課程の名称	認定年月日
SBS自動車学校株式会社	京葉自動車教習所 千葉県稲毛区長沼町	運転免許取得者等教育の認定に関する	高齢者講習同等課	令和6年2月5日

千葉市稲毛区長 沼町 3 4 1 番地 森井 達哉	3 4 1 番地	る規則 (平成 1 2 年国家公安委員会 規則第 4 号。以下 「認定規則」とい う。) 第 1 条第 3 号に掲げる課程	程	
S B S 自動車学 校株式会社 千葉市稲毛区長 沼町 3 4 1 番地 森井 達哉	姉崎自動車教習所 市原市椎津 1, 6 9 4 番地	認定規則第 1 条第 3 号に掲げる課程	高齢者講 習同等課 程	令和 6 年 3 月 6 日
株式会社辰巳自 動車教習所 市原市勝間 1, 8 2 7 番地 1 高山 ひで	辰巳自動車学校 市原市勝間 1, 8 2 7 番地 1	認定規則第 1 条第 3 号に掲げる課程	高齢者講 習同等課 程	令和 6 年 3 月 8 日

千葉県公安委員会告示第 1 4 号

道路交通法 (昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号) 第 1 0 8 条の 3 2 の 3 第 1 項の規定により、
次のとおり運転免許取得者等検査を認定した。

令和 8 年 4 月 3 日

千葉県公安委員会委員長

寺 嶋

哲 生

氏名又は名称及 び住所並びに法 人にあつては、 その代表者の氏 名	運転免許取得者等検 査に使用する施設 の名称及び所在地	運転免許取得者等 検査の方法の区分	運転免許 取得者等 検査の方 法の名称	認定年月日
S B S 自動車学 校株式会社 千葉市稲毛区長 沼町 3 4 1 番地 森井 達哉	千葉自動車教習所 千葉市稲毛区長沼町 3 4 1 番地	運転免許取得者等 検査の認定に關す る規則 (令和 4 年 国家公安委員会規 則第 8 号。以下 「認定規則」とい う。) 第 1 条第 1 号及び第 2 号に掲	認知機能 検査同等 方法及び 運転技能 検査同等 方法	令和 6 年 2 月 5 日

S B S 自動車学 校株式会社 千葉市稲毛区長 沼町 3 4 1 番地 森井 達哉	姉崎自動車教習所 市原市椎津 1, 6 9 4 番地	認定規則第 1 条第 1 号及び第 2 号に 掲げる方法	認知機能 検査同等 方法及び 運転技能 検査同等 方法	令和 6 年 3 月 6 日
株式会社辰巳自 動車教習所 市原市勝間 1, 8 2 7 番地 1 高山 ひで	辰巳自動車学校 市原市勝間 1, 8 2 7 番地 1	認定規則第 1 条第 1 号及び第 2 号に 掲げる方法	認知機能 検査同等 方法及び 運転技能 検査同等 方法	令和 6 年 3 月 8 日

公

告

第五十一期千葉県労働委員会委員 (使用者委員・労働者委員) 候補者の推薦

労働組合法 (昭和 2 4 年法律第 7 4 号) 第 1 9 条の 1 2 第 3 項の規定による第五
十一期千葉県労働委員会委員 (使用者委員・労働者委員) の推薦の要旨は、次のとおりで
ある。

令和 8 年 4 月 3 日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 委員を推薦できる者等
 - 1 労働組合法第 1 9 条の 1 2 第 3 項の規定による使用者委員又は労働者委員を推薦で
きる者は、労働組合法施行令 (昭和 2 4 年政令第 2 1 3 号) 第 2 1 条第 1 項
の規定により県内のみに組織を有する使用者団体又は労働組合であること。この場合
において、労働組合にあつては、労働組合法第 2 条及び第 5 条第 2 項の規定に適合す
ることを千葉県労働委員会が立証した労働組合であること。
 - 2 連合体である労働組合とその加盟労働組合がともに県内のみに組織を有し、1 に
該当する場合は、両者から候補者を推薦できること。
- 二 委員の数
 - 使用者委員 五人
 - 労働者委員 五人
- 三 推薦期間

令和 8 年 4 月 3 日から 5 月 2 5 日まで
- 四 推薦書提出先

千葉県商工労働部雇用労働課(千葉市中央区市場町一番一号)

五 提出書類

- 1 推薦書(別記) 一通
- 2 委員候補者の履歴書(市販の横書きのもの) 一通
- 3 労働組合にあつては、労働組合法施行令第二十一条第三項の規定による千葉県労働委員会の証明書 一通

六 その他

- 1 五の3の証明書の交付を受けようとする労働組合は、令和八年四月二十日までに千葉県労働委員会へ申請すること。
- 2 委員については、労働組合法第十九条の十二第六項において準用する同法第十九条の四第一項の欠格規定並びに国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)及び国会法(昭和二十二年法律第七十九号)の兼職制限禁止に関する規定が適用される。

別記

推薦書

年月日

千葉県知事 様

使用者団体・労働組合の所在地
使用者団体・労働組合法名

労働組合法第十九条の12第3項及び労働組合法施行令第二十一条第一項の規定により、千葉県労働委員会委員(使用者委員・労働者委員)候補者として次の者を推薦します。

記

ふりがな 氏名	生年月日	所属職場名 及び地位	所属使用者団体 名・労働組合法名 及び地位	備考

注 候補者の推薦に当たっては、本人の承諾を得ておいてください。

土地改良区役員の退任及び就任
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、千葉市
 東部土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があった。
 令和八年四月三日

退任理事	千葉市若葉区大井戸町七二三番地	猪野 初一
〃	下泉町六七二番地	篠崎 廣
〃	小間子町六番地六五	宮崎 靖正
〃	更科町一、九〇一番地	仲田 武雄
〃	中田町五一三番地一	小池 正
〃	古泉町四八二番地	野呂町一、五四七番地二
〃	野呂町一、五四七番地二	石井 喜正
〃	和泉町九〇番地	武津岡 廣治
〃	中野町二、三三〇番地	四關 芳仁
退任監事	千葉市若葉区下田町三六番地	岡本 信男
四号	美浜区新港四番地一四アクアウイング三五三―七三	林 則正
三	成田市橋賀台一丁目四九番地三	秋田 明廣
就任理事	千葉市若葉区大井戸町七二三番地	牧野 茂
〃	下泉町六七二番地	猪野 初一
〃	上泉町二五七番地	豊田 善裕
〃	中田町五一三番地一	仲田 武雄
〃	富田町五七一番地	鈴木 義信
〃	古泉町四八二番地	小池 正
〃	和泉町五九一―二番地	西郡 良太郎
〃	中野町二、二〇八番地	四関 正行
〃	一、七〇二番地	林 裕
就任監事	千葉市若葉区中田町一、〇四一―番地	初芝 満
四号	美浜区新港四番地一四アクアウイング三五三―七三	林 則正
成田市橋賀台一丁目四九番地三		秋田 明廣

里山活動協定の変更の認定
 千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例（平成十五年千葉県条例第五号）
 第十八条第一項の規定により、次のとおり里山活動協定の変更が適当である旨を認定し
 た。
 令和八年四月三日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 里山活動協定の名称
 「リコー千葉ふれあいの森」若葉区下泉里山保全の会里山活動協定
- 二 里山活動協定の目的となる土地の区域
 千葉市若葉区下泉町六四九番二、六五八番一及び六六六番
- 三 里山活動協定の変更の内容
 - 1 変更前の里山活動協定の有効期間
 平成二十七年十一月二十日から令和七年十一月十九日まで
 - 2 変更後の里山活動協定の有効期間
 平成二十七年十一月二十日から令和十二年十一月十九日まで
- 四 里山活動協定の変更の認定年月日
 令和八年四月三日

特 定 調 達 公 告

〔この特定調達公告に掲載される入札公告等は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。〕

入札公告
 別冊のとおり一般競争入札に付する。
 令和8年4月3日
 千葉県知事 熊谷 俊人

入札公告
 別冊のとおり一般競争入札に付する。
 令和8年4月3日
 千葉県企業局長 横山 尚典

入札公告
 別冊のとおり一般競争入札に付する。
 令和8年4月3日
 千葉県企業局長 横山 尚典

購読料

本号(別冊を含む。)

一部

三八円

発

行者

千葉市中央区市場町一番一号

千

葉

県

購読申込先

〇四三(二三三)二六五八